

50、50

**特別会計（介護給付費等の負担割合）
公費50%、保険料50%**

**公費50の内訳 国25、県12.5、市12.5
（施設給付 国20、県17.5、市12.5）**

調整交付金は国だけ

保険料50の内訳 1号23%、2号27%

1

18万以上

1号被保険者の保険料の徴収方法

年額18万円以上の公的年金を受給している場合は特別徴収によって徴収される

普通徴収と特別徴収
普通の方が普通じゃない

2

6ヶ月

要介護状態・要支援状態とは

6ヶ月にわたり継続して常時介護を要すると**見込まれる状態**・・・
実際に継続していなくても見込みでOK

どうも半年は介護が必要そうだ

3

3、6、12、48ヶ月

要介護認定等の有効期間

新規認定・区分変更の認定（原則6ヶ月）
3から12ヶ月間の範囲で市町村が定めることができる

更新認定（原則12ヶ月）
3から48ヶ月間の範囲で市町村が定めることができる

4

30日、60日

申請～認定までの期間

要介護・要支援認定は申請のあった日から30日以内

更新認定

有効期間満了日の60日前から満了日までの間に行う

5

10万、20万

10万 福祉用具購入費支給限度基準額

20万 住宅改修費支給限度基準額

**転居、要介護状態区分3段階以上で再度給付
(要支援2と要介護1は1つでカウント)**

基準額を決めるのは国、上乗せは市町村

6

6年、5年

6年 事業者と施設の指定更新
(居宅介護支援事業所の更新は6年)

5年 介護支援専門員証の有効期間

会社と個人の違い (個人の資格は5年)

7

3年

3年を1期

介護保険事業計画 (市町村、都道府県も3年)

- ・ 国(厚労大臣)が定めた基本指針に沿って地方自治体を作る
- ・ 市町村計画→結果公表は努力、都道府県知事への報告は義務
- ・ 都道府県計画→結果公表は努力、厚労大臣への報告は義務

一体のもの 老人福祉計画

(整合性や調和は無理して覚えるな！)

8

9段階 3年ごと

1号被保険者の保険料

- ・ 9段階の所得段階別定額保険料
- ・ 年金80万以下～300万以上
- ・ 市町村条例で段階をさらに細分化できる
- ・ 1号被保険者の介護保険料率
3年に1度 市町村条例で定める

9

3分の1、2分の1

財政安定化基金の財源

国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担
特別会計の公費の負担割合とは数字が違う！

- ・ **保険料未納**による場合は不足額の2分の1を**交付**
- ・ **見込みを上回る給付費増大**の場合は必要額を**貸与**

10

3人、3人、3人以上

介護保険審査会の委員定数

- ・ 被保険者代表委員 3人
- ・ 市町村代表委員 3人
- ・ 公益代表委員 3人以上

任期は3年

11

2年、5年

消滅の時効はほとんどが2年

市町村が介護報酬を過払いした場合の返還請求権 5年

会議・アセスメント・モニタリングの記録の保存は2年

どこから2年か？ 記録日 **×** 完結日 **○**

12

3ヶ月に1、1ヶ月に1、定期的

モニタリングの頻度

介護予防支援、居宅介護支援、施設介護支援

記録の頻度

介護予防支援 1ヶ月に1回

居宅介護支援 1ヶ月に1回

施設介護支援 定期的

13

10割

居宅介護サービス計画費

介護予防サービス計画費

利用者負担なし 0 10割が保険給付

利用者負担ない=高額介護サービス費対象外

ちなみに支給限度基準額も設定されない

14

45

居宅介護支援事業所の運営基準 逓減制の見直し

一定のICTの活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逓減制の適用を**45件**以上の部分からとする



15

6ヶ月

居宅介護支援事業所の運営基準 利用者説明と介護情報公表システム（義務）

前**6ヶ月**間に作成したケアプラン

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

①サービスの利用割合、②同一事業者の利用割合



16